



2019年11月21日

各位

会社名 株式会社エスユーエス  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 公男  
(コード番号: 6554 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 吉川 友貞  
(TEL. 075-229-6514)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年11月21日開催の取締役会において、2019年12月23日開催予定の第21回定時株主総会に付議する定款の一部変更を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) より良いコーポレート・ガバナンス体制構築の一環として、経営責任をより明確にし、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を整備するため、現行定款第20条を変更し、取締役の任期を1年とするものです。
- (2) また「定款第○条第×項」の表記をするに際し、第2項以下の項番号の表記につきましては、②、③……を、2. 3. ……の表記と改め、その他全般にわたって表現の修正等を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株式</u>名簿管理人を置く。 ② (記載省略) (新設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。 ② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. (現行どおり) 3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>

現行定款	変更案
<p>② (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>附則  <del>第1条 第20条の規定に拘らず、2018年12月21日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2020年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</del></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年12月23日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年12月23日(予定)

以上